電源三法交付金制度の展望

福井県立大学地域経済研究所 井上 武史

報告の構成

①電源三法交付金の機能変遷

②電源三法交付金制度の問題点として指摘されていること

③電源三法交付金制度の展望

電源三法交付金の機能変遷

原子力発電所立地の日本的特徴ー国と地方の両面から一

- ①原子力発電所の運転開始年代
 - 70年代20基→80年代16基→ 90年代15基(97~99年は0基)→00年代5基
- ②新規立地点の開拓状況 80年代以降に初号機の設置が許可された のは17地点のうち3地点のみ 泊・東通・志賀
- ③新たな政策への対応

高経年化、プルサーマル、核燃料サイクル...

原子力発電所立地の特徴は、新規立地→増設→長期 運転→新たな政策への対応へ変遷

原子力発電所立地の特徴に即した 電源三法交付金制度の変遷

- ①立地のメリット補完(70~90年代) 電源立地促進対策交付金が立地と増設を促進 成果をあげた一方で、限られた地点に集積
- ②長期運転のメリット補完(90~00年代) 増設ペースの緩和と固定資産税の減少補填(+核燃料税) 長期共存を図るため恒久措置に近くなる 使途の拡充で税に近くなる(電源立地地域対策交付金)
- ③新たな政策への対応(00年代~現在) 交付金の増額、新たな交付金枠の創設

電源三法交付金は、従来の制度を引き継ぎながら新たな制度が加わり、機能の重点が変化した

電源三法交付金制度の問題点として指摘されていること

電源三法交付金制度の問題点

	経済・財政的側面	政治的側面
国から見た問題	特別会計(剰余金、統制) 特定財源	利益誘導
地方から見た問題	使途の制約 収入の不安定性	利益誘導 受益圏と受苦圏の重層的分離

「特別会計」…剰余金の蓄積、外部統制の難しさ(一方で費用対便益は明確化)

「特定財源」...支出の固定化、既得権益化

「使途の制約」…徐々に広がってきたが、自治体は一般財源化(完全自由化)を要請 事業仕分けでも議論になる

「収入の不安定性」...建設時点での交付金が大きい

ただし原発の集積と交付金制度の変化により緩和

「利益誘導」...国は交付金で地方を誘導し、地方は交付金で国に誘導される

国庫支出金が機能を果たしていると言える

しかし、過剰に誘導されれば「依存」と批判

「受益圏と受苦圏の重層的分離」…原子力発電所立地地域(供給地域)と消費地域 中間貯蔵と再処理工場(青森県) 高レベル放射性廃棄物最終処分地(未定)

電源三法交付金制度の問題点

特に重視されてきた問題は、原発の増設と依存 の深まり

→立地地域では地域経済・地方財政と原発との関係が深まる 立地地域が限られることで原発と地域との関係が一部の 地域だけの話になる

原子力発電所立地地域との関係は深まったが、 国民との関係が薄まる

→核燃料サイクルの停滞にも関係

電源三法交付金制度の展望

国からみた展望の前提

- 何よりも国民の理解を前提としたエネルギー政策を決めることが重要
- しかし、原子力発電の位置づけを予め決めて実現させることが難しくなっている
 - 〇エネルギー政策の情勢(原子力発電を除く)

エネルギー情勢の大きな変化

エネルギー源の多角化

エネルギー「計画」策定の難しさ

〇原子力発電の情勢

依存度低減・廃止への世論

再稼働の停滞

高経年化の進展

1基当たり出力の向上

リードタイムの長期化

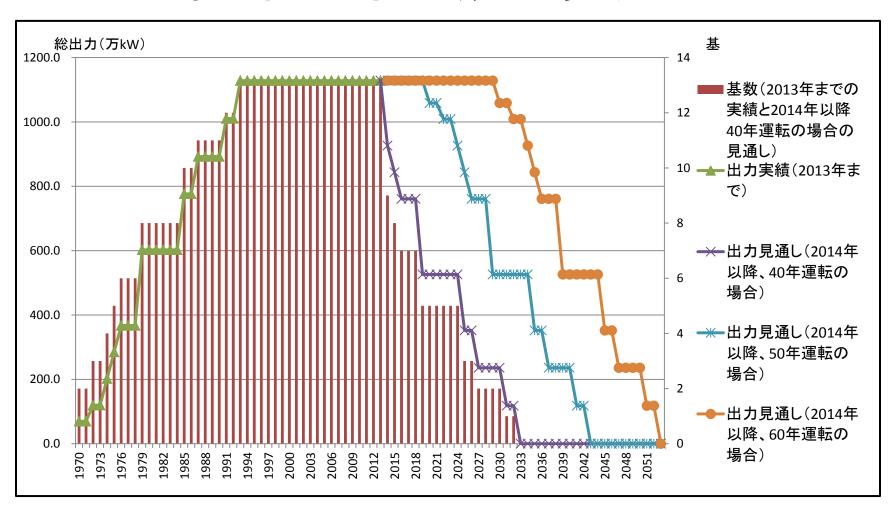
バックエンド問題の深刻化・緊急化

地方からみた展望の前提

- 〇原子力政策の見直し前から原子力発電所の 見通しを立てていたか?
- 〇地域の自主性を基本としながら、交付金の役割を考える
 - 立地と増設を経て長期安定運転を実現した
 - 今後は高経年化が進み廃炉が増えてくる
 - 一方、出力の向上等により増設されても数は減る
 - 結局、立地地域への集積(基数)が減ると予想される

(ただし、立地地域の数が減れば特定地域への集中は強まる)

[参考]福井県における商業用原子炉の見通し



注:敦賀3·4号機を除く すでに40年を経過している敦賀1、美浜1は2014年を節目とした

交付金をめぐる国と地方のスタンス

(国)不透明感の高まる原子力発電の方向性をどうみきわめて原子力政策を明確化するか

(地方)地域の見通しをどう立て、国との関係を 再構築するか

電源三法交付金は、国と地方の見通しのうえで制度設計される

原子力発電の推移と今後のシナリオ による交付金のあり方

70~80年代	80~00年代	00年代~現代	今後の シナリオ	交付金のあり方
立地と増設	増設 長期運転	長期運転新たな政策対応	拡大	基本的に維持
			維持	基本的に維持
			縮小	増設対策の充実 廃炉交付金
			廃止	廃炉交付金

「基本的に維持」…現在の制度を維持しつつ従来の課題に対応地域の自主性を高めることに重点を置く

「増設対策の充実」…原子力発電の将来性が低下するという前提の転換 地域振興の限界のなかで国策に協力することが難しくなる 地域経済への支援は別途必要(交付金だけでは限界)

「廃炉交付金」…廃炉後の廃棄物保管への対応

稼働年数が短い場合は交付金の増額や交付期間の延長も検討地域経済への支援は別途必要(交付金だけでは限界)

一方で、確実なのはバックエンド問題

・中間貯蔵施設、廃炉に伴う放射性廃棄物、高 レベル放射性廃棄物の最終処分

これらは受益に直結せず先送りされてきた部分のため、 負担の抵抗感が強い可能性

しかし、受苦の代償として不可避 →新たな仕組みの交付金が必要になるかもしれない

- ・ 従来の問題も解決する必要がある
- ・加えて、交付金制度の重点が再び変わる可能性
- それは、従来の延長線上ではなく大きな転換

となることも考えられる

→受益と受苦の分離が激しくなる中で、原子力政策に 対するより広い社会的合意がますます不可欠

具体策①今後のシナリオが「拡大」「維持」の場合は既存の課題に対応

不安定性への対応、さらなる使途の拡大

・電源三法交付金の地方移管…立地地域が自由に使える財源に

安全性の向上に配慮した交付金制度とすることも考えられる

具体策②今後のシナリオが「縮小」「廃止」の場合は新たな課題に対応

- •具体策①も実施
- 増設対策の充実長期的な地域振興への寄与を重視
- 廃炉交付金廃炉の前倒しに応じた立地地

廃炉の前倒しに応じた立地地域は増額 受苦の継続期間に対応した交付

- ・原子力の財源を確保したうえで電源開発促進税の再構築を検討
 - →特別会計の再編(エネルギー需給勘定、電源開発促進勘定) 電源開発促進税の使途·石油石炭税との関係見直し
- •立地地域への経済的支援との関係を構想する必要
 - →財政支援と経済支援の組み合わせ 地域の自主性と国の支援のバランス

具体策③バックエンド問題への対応

- ・受益と受苦の分離対策の重要性
 - →発電しないのに電源開発促進税を 支払うことになる
- ・交付金の拡充だけによらない→負担者にも受益者にも弊害が生じる
- •根本的には原子力政策に対する社会的合意
- 電源開発促進税への理解を得るための工夫、もしくは電促税を財源としない交付金の検討が必要